



しんくみ東海北陸健康保険組合便り

連絡先：〒453-0015
愛知県名古屋市中村区椿町3-21
電 話：052-451-0291 FAX：052-453-3770



若い世代が考える仕事と 育児の両立 ～共育(トモイク)プロジェクト 調査結果より

調査によると、若年層の64.8%が「共育ををしたいが、実現のためには社会や職場の支援が必要」と回答しました。共育での必要性は広く認識されているものの、制度や環境面での支援整備が課題として浮き彫りになっています。また、育児や家事の分担については約7割が「性別は関係ない」と回答し、男女の役割に関する意識変化が明確です。

◆育児休業取得意向の高さと理想の働き方

育児休業の取得意向は高く、若年社会人の71.8%が育休取得を希望しています。そのうち約8割が「1か月以上の育休取得」を希望していることもわかりました。理想の働き方としては「仕事と家庭の両立」や「柔軟な働き方」を重視する傾向が強く、理想の働き方が実現した場合に「仕事のモチベーションが高まる」と回答した割合は

74.4%にのぼっています。一方、理想の働き方が実現できていない若年層は、子育て期間中の離職意向が理想の働き方ができている層に比べて24.3ポイント高いことも明らかになりました。

◆企業に求められる具体的支援策

若年層が理想の働き方を実現するために望む支援としては、「残業時間の抑制」(22.3%)、「在宅勤務の活用」(22.1%)、「有給休暇の取得促進」(21.6%)が挙げられています。これらの支援は離職抑止や働きやすさ向上に寄与すると考えられます。

また、厚生労働省の調査によれば、2024年度の男性育児休業取得率は40.5%で、2025年度には50%の取得率達成を目指しています。若年層の育児や共育に対する意識の変化に合わせ、企業側は制度の充実と職場環境の整備を一層進める必要があります。

仕事と育児の両立は、個々の社員だけでなく、企業の持続的な成長や社会全

体の活力にも影響を与える重要なテーマです。今後も若年層のニーズを踏まえ、多様な働き方と支援体制の構築が求められます。

「19歳以上23歳未満の被 扶養者に係る認定につい て」の通達が公表されまし た

令和7年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、健康保険法の被扶養者の認定対象者が19歳以上23歳未満である場合における取扱いについて、通達が公表されました。

◆認定対象者が19歳以上23歳未満である場合における取扱い

認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについて、当該認定対象者(被保険者の配偶者を除く。)が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満として取り扱うこと。

なお、当該認定対象者の年

間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、昭和52年通知と同じとすることとされています。

※昭和52年通知の内容

1. 認定対象者が、被保険者と同一世帯に属している場合

(1) 認定対象者の年間収入が130万円未満(60歳以上または一定の障害者は180万円未満)、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合

(2) (1)の条件に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満(60歳以上または一定の障害者は180万円未満)、かつ、被保険者の年間収入を上まわっており、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるとき

2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130万円未満(60歳以上または一定の障害者は180万円未満)、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合

◆施行日

令和7年10月1日

大学生が扶養から外れないようにする就業調整をしていることを受け、人手不足解消の観点から、認定にかかる年間収入の要件を緩和したものです。

「被扶養者確認調書」(検 認)を実施します

◆「検認」

保険給付等の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条第1項に基づき、被扶養者の資格確認を令和7年10月に実施します。対象者は令和7年6月30日以前に被扶養者として認定された全ての方です。事業所経由にて「被扶養者確認調書」を配布しますので、令和7年10月1日から10月23日までの間にPep Up「検認(扶養者調査)」から回答をお願いします。

なお別居の方・事業所得がある方・所得証明書が求められている方等添付書類が必要な方は、Pep Up検認へ必要書類をアップロードしてください。

書面で提出の方は10月末までに事業主に提出をお願いします。

令和7年12月2日以降保

険証が使用できなくなります

◆「資格確認書」

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

しかしながら、令和7年5月のマイナ保険証を利用した人の割合は43.1%(推計値)と半数に届かず、マイナ保険証の利用登録解除を申請する人もいる(6月の受付件数は12,263件)ため、マイナ保険証を保有していない人(マイナカードの電子証明書の有効期限切れの人も含む)すべての方に、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」を交付します。

この資格確認書は、マイナ保険証を使わずに医療機関等で保険診療を受けるために必要となる書面です。

◆「資格確認書交付申請書」

令和7年12月2日以降にマイナ保険証にて保険診療が受けられない人は、令和7年11月上旬までにしんくみ健保HPから「資格確認書交付申請書」をダウンロードしていただき、申請者・申請理由等をご記入のうえ、事業主を経由して健康保険組合へ届出をしてください。